

東京都自転車活用推進計画（案） 概要版



1. 概要

1. 計画の位置づけ

- 自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するもので、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。

2. 計画の目的

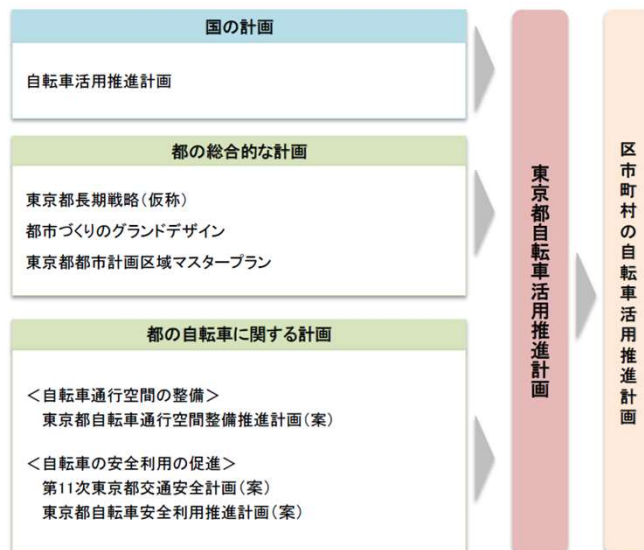
- 東京都は、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするために、集約型の地域構造への再編を進め、車中心から人中心の、居心地が良く歩きやすくなる都市づくりを促進していくこととしている。
- 将来の都市づくりにおいて、自転車を環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、重要な交通手段の一つとして、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていく。
- 新型コロナ危機を契機として、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進める視点からも、自転車活用を推進していく。

3. 計画の区域

- 東京都全域（区部及び多摩・島しょ）とする。

4. 計画の期間

- 自転車活用を推進するにあたり、中長期的な施策の効果発現を目指すとともに、本計画と関連を有する各種計画との整合を図るため、期間は2030年度までとする。



東京都自転車活用推進計画の位置付け

2. 目指すべき将来像



【環境形成】

- 自転車通行空間をネットワーク化するとともに、通勤や買物、宅配や観光等、様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを確保するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出
- CO₂排出量の削減や大気環境の改善を図るため、自転車利用が進み、自動車交通への依存度が低減した、誰もが環境に配慮した移動手段を活用できる社会の実現
- 地域特性に応じた公共交通との連携による、誰もが使いやすく自由な移動を可能とする自転車利用環境の創出
- 大規模再開発や無電柱化事業等のまちづくりと連携した自転車通行空間の確保による、自転車利用環境の整備推進・活発な都市活動の実現 等

【健康増進】

- 公園の多目的活用が進み、四季折々の東京の魅力を体感しながらサイクリスポーツを楽しめる環境の創出
- 日常生活（通勤等）や余暇において、楽しみながら運動をすることにより心身の健全な発達を図るため、身近な場所におけるサイクリング環境の創出 等

【観光振興】

- 歴史的な街並みや文化・芸術施設、水辺空間などが融合した都市を自転車で巡ることにより、東京を訪れた国内外の人々が様々な魅力実感
- 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自転車競技が身近に体感できる機会の創出 等

【安全・安心】

- 歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重する交通環境の形成
- 学校、家庭、地域・社会が全体で自転車利用の安全教育を進めることで、誰もが安全・安心して自転車利用できる環境の向上 等

3. 積極的に取り組む事項



- 目指すべき将来像や近年の自転車に関わる動向を踏まえ、主に自転車ネットワークの形成、自転車安全対策の強化、自転車シェアリングの広域利用の促進、新しい日常への対応の4点の課題について積極的に取り組みます。

1. 自転車ネットワークの形成

- 利用促進のための通行空間を整備しネットワーク化を図る
 - 区市町村の自転車ネットワーク計画策定の促進
 - 国、都、区市町村が連携し、連続した自転車通行空間の整備の推進
 - 主要駅やビジネス拠点、観光地等で整備を推進
 - 広域的なネットワークの形成に向けた整備推進



普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

2. 自転車安全対策の強化

- 増加傾向にある自転車事故への対策
 - 機会を捉え、様々な年齢、利用形態等の人々を対象に安全教育の場を設置
 - 自転車通勤者・シェアリング利用者等の新たな自転車利用者層への啓発機会の創出
 - 自転車通行環境の整備・促進とあわせた、広報啓発・安全教育・指導取締り等の取組を通じた自転車利用者のルール順守意識の醸成



自転車事故
（警視庁交通安全情報）

3. 自転車シェアリングの広域利用促進

- 自転車シェアリングのさらなる普及
 - 利用エリアの広域化に向けた事業者間の連携の推進
 - 自転車シェアリングと鉄道、バス等の公共交通との連携強化
 - 中長期的には、MaaSによる複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境構築



自転車シェアリング

4. 新しい日常への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自転車利用環境整備
 - 自転車利用者の増加に伴う、自転車通勤企業の推奨、自転車シェアリングの普及や広域利用の推進、保険加入促進、日常の運動機会創出としてのサイクリングの推進、観光への自転車の活用
 - 就労形態や生活様式の多様化に合わせ、自転車乗入台数が多い鉄道駅周辺やビジネス拠点における自転車通行空間の整備及び駐輪環境の充実、郊外等の居住地近隣の自転車利用環境の充実



自転車通勤

4. 実施すべき施策



1. 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～

- 自転車通行空間等の計画的な整備推進
- 総合的な駐車施策の推進
- 自転車シェアリングの普及促進
- 地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
- 放置自転車対策の推進
- まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- 多様なニーズに対応した自転車利用環境の整備促進



自転車通行空間等の整備推進

2. 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～

- サイクスポーツ振興の推進
- 健康づくりの推進
- 自転車通勤等の促進



海上公園内サイクリングルートの整備

3. 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～

- 国際的なサイクリング大会等の開催
- サイクリング環境の創出
- 観光への自転車の活用



おすすめ自転車ルートを紹介

4. 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

- 安全性の高い自転車普及の促進
- 自転車の点検整備の促進
- 自転車の安全利用の促進
- 学校における交通安全教育の推進
- 災害時における自転車の活用



ヘルメット着用啓発リーフレット

5. 自転車活用推進重点地区の設定

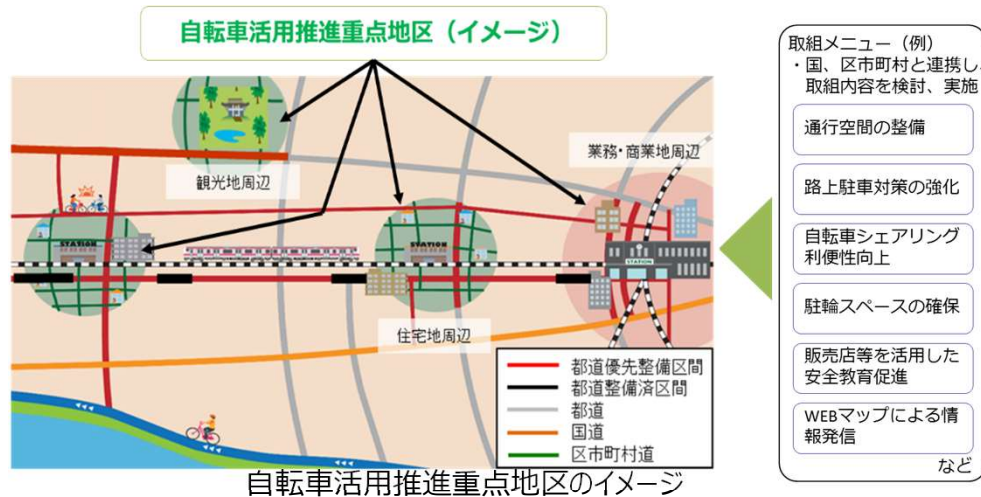


【目的】

- 地区別の課題に対応したさまざまな施策をパッケージ化し、都や区市等の関係主体が連携して、より良い自転車利用環境の早期実現を図る
- 継続的に各地区への展開を推進する

【取組方針】

- 通行空間等の整備や、交通事故・放置自転車等の課題解決を図るべく一定の範囲を重点地区として設定
- 地区別に関係主体（国、都、区市等）が協働して集中的に取組実施
- 期間は取組開始から概ね10年間（開始後5年程度で中間評価）



【自転車活用推進重点地区の選定（案）】

- 地区特性に応じ、大きく「業務・商業地」、「住宅地」、「観光地」の3つのケースを想定
- 現在、先行的に取組む「先行推進重点地区（仮称）」を調整中
- 計画改定後、先行推進重点地区の具体的な取組メニューを検討していくとともに、重点地区の拡大についても検討

6. 計画のフォローアップ



- 自転車活用を推進するため、区市町村や関係部局等を委員とする協議会を設置し、各年度において、施策の取組状況の把握、目標の指標の達成度の検証を行う。また、検証結果を踏まえて、2025年度の中間見直し、2030年度以降の次期計画の検討を行う。
- また、都の自転車施策をまとめた東京都自転車活用推進計画HPを作成して、広く都民への取り組み状況の共有を行う。

指標・目標値の一覧

	施策	指標	現況値	目標
環境形成	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の優先整備区間等	305km (2019年度)	約565km (2030年度)
		自転車通行空間の臨港道路等	26km (2019年度)	約45km (2030年度)
	区市版自転車活用推進計画の策定促進	区市版自転車活用推進計画の策定促進	2区市 (2021年1月)	49区市 (2030年度)
	広域利用の促進	広域利用が可能な自転車シェアリングを実施する自治体数	19区7市 (2021年1月)	自治体数の増加 (2030年度)
	放置自転車対策の推進	駅前放置自転車台数	23,322台 (2019年度)	15,000台以下 (2025年度)
	安全対策の実施	ゾーン30	364区域 (2019年度)	460区域 (2025年度)
健康増進	身近なスポーツ環境の創出	海上公園内サイクリングルートの整備	7.5km (2019年度)	11.5km (2024年度)
観光振興	自転車マップの作成	自転車マップの更新・充実	—	HP閲覧数の増加 (2030年度)
安全・安心	自転車の安全利用の促進	自転車乗用中死者数	34人 (2019年)	18人以下 (2025年)
		自転車関連事故件数	11,874件 (2019年)	7,000件以下 (2025年)